

大 個 審 第 5 号  
( 答 申 第 3 0 号 )  
平成 1 4 年 7 月 2 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 7 月 1 7 日付け府病第 1 4 5 号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件申出者については、本人の長男として、関係の深い遺族の一人であるとともに、府立病院における診察については、本人が受診困難であったため、大阪大学附属病院からの紹介を得て申出者が代理受診したものであり、紹介状及び添付の検査データ等を除き、申出者が記載し又は申出者に対して説明した内容である。
- 2 また、大阪大学附属病院からの紹介状及び添付の検査データ等については、代理受診時に府立病院担当医から説明を受けた内容の基になっているものであることから、代理受診において知り得る内容であり、申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 3 なお、提供対象となる情報の中に、第三者である大阪大学附属病院の医師が発行した紹介状及び検査データに対する評価が含まれていることから、これらの情報については、当該病院及び医師の同意を得た上で提供することとされたい。